

質問事項に対する回答

平成19年10月
公正取引委員会事務総局経済取引局

10月22日付けで貴会議より頂いた質問について、以下のとおり回答いたします。

お尋ねの点については、内閣官房長官の懇談会である独占禁止法基本問題懇談会報告書において議論し整理されたものもあり、公正取引委員会としては、この報告書の考え方に従って、独占禁止法の見直しを行っていくことが適当であると考えています。

質問	考え方
<p>1 課徴金と刑事罰の併存・併科について</p> <p>独禁法違反者に対する措置としては、抑止という観点からも、制裁という観点からも、行為に応じた金銭的コストを賦課することが効果的であり、また、方法としても適切であると考え</p> <p>る。</p> <p>したがって、法人、個人ともに、課徴金に一本化すべきであると考え</p> <p>るが、貴委員会の考えを伺いたい。</p>	<p>1 内閣府独占禁止法基本問題懇談会報告書は、刑事罰と課徴金の併存・併科について、</p> <p>① 我が国における他の法制度においても、重加算税等のように行政上の金銭的不利益処分と刑事罰が併科され得る仕組みとなっているものも存在し、独占禁止法についても違反行為を抑止する観点から、より効果的な仕組みを採用すればよいと考えられること、</p> <p>② 刑事罰を科されること、行政上の不利益処分を受けることは、いずれも社会的に不名誉なことであるが、刑事罰を科されることは道義的非難に値する犯罪を行った者であるとしてレッテルを貼るものであるため、行政処分を受けることと比べてその不名誉の意味合いが異なり、法人処罰規定が存在することによる違反抑止効果は大きいと考えられ、特に、刑事罰の適用が活発に行われている現状において、法人処罰規定を廃止することは、我が国の立法政策として、独占禁止法に違反することは道義的非難に値する犯罪ではないというメッセージを発信するものと受け止められかねず、適当でないと考えられること、等の理由から、併科方式を維持し、違反行為に対しては、違反金を賦課することにより機動的に対処しつつ、特に悪質・重大な事案については刑事罰を併せて科するという役割分担とすることが、違反抑止の観点からは効果的であるとの結論に至ったとしている。</p> <p>2 公正取引委員会としても、法人に対する刑事罰が存在することの意義は大きく、課徴金と刑事罰が併存・併科される仕組みを維持することが違反抑止の観点から適当と考える。</p>

質問	考え方
<p>2 私的独占・不公正な取引方法の要件明確化について</p> <p>私的独占・不公正な取引方法は、要件が抽象的で、規制の対象とする行為が不明確であるため、事業者にとって法適用の予測可能性に欠けるとの指摘がある。</p> <p>したがって、私的独占・不公正な取引方法の要件の明確化を図るべきと考えるが、貴委員会の考えを伺いたい。</p>	<p>1 公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が独占禁止法違反行為となるのかを具体的に示した各種ガイドラインを策定・公表している。</p> <p>〈主なガイドライン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年） ○「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年） ○「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（昭和59年） ○「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年） <p>2 公正取引委員会としては、今後とも、必要に応じて、ガイドラインの策定、既存のガイドラインの見直し等を行い、規制の考え方について明確化し、違反行為の未然防止に努めてまいりたい。</p>
<p>3 審判制度の中立性・公正性について</p> <p>公取委の審判では検察官役と裁判官役があたかも同じとなっているため、中立性・公正性の外観に欠くという批判があるが、貴委員会の考えを伺いたい。</p> <p>4 審級省略について</p> <p>公取委の審判を経たことにより審級が省略される点について、憲法上の裁判を受ける権利の趣旨を政策的により的確に実現していくことの可否との関係を踏まえて、貴委員会の考え</p>	<p>1 内閣府独占禁止法基本問題懇談会報告書は、審判制度について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①独占禁止法については、高度な専門性に基づく執行・判断が求められるところ、実質的証拠法則を伴う審判制度は、公正取引委員会による事実認定を尊重することを通じて、高度な専門性に基づく執行・判断を担保するとともに、審判制度により紛争の早期解決を図ることができること、 ②審判制度が審決の蓄積等を通じて法解釈の形成に果たしてきた役割は大きく、事前規制型社会から事後規制型社会への移行が進む中で、その役割はますます増大すること、 ③独占禁止法の執行に当たっては独立性・中立性が重要な要素であり、公正取引委員会が独立行政委員会であることが競争政策の定着に大きく貢献したところ、準司法的機能を持つことは公正取引委員会の独立性を認める主要な根拠の一つであること、 ④不服審査型審判方式を採用する場合には、取消訴訟と異なり、裁量権の濫用等の問題だけではなく、原処分が競争秩序の回復のために妥当であるか否かなど、幅広い事項が審理の対象になるため、より適切な処分が担保されやすくなること、 <p>から審判制度を維持することが適当であるとされている。</p>

質問	考え方
<p>を伺いたい。</p> <p>5 審判手続と裁判手続の選択制について 公取委の審判と、直接審判を経ないで裁判所に対して取消訴訟を提起できる方法との間の選択制を導入することについて、貴委員会の考えを伺いたい。</p>	<p>(内閣府独占禁止法基本問題懇談会報告書の審判に係る部分の概要は、資料1・資料2を参照)</p> <p>2 公正取引委員会としても、独占禁止法事案に対する専門的判断の必要性、これまで公正取引委員会に蓄積された専門的知見の蓄積の有用性、経済活動の基本ルールの統一的形成の必要性などから、現行の審判制度を維持すべきとの意見を従前から表明してきているところである。</p> <p>3 また、独占禁止法第56条第1項では、審判に付された事件について審査官の職務を行ったことのある者その他当該事件に関与したことのある者を審判官に指定することができないと規定されており、同法第35条第3項では、審判官の事務は事務総長の統理から除外されている。さらに、審判規則第13条第2項において、審判官はその職務を公正迅速、かつ独立して行わなければならないとされていること等から、審判官の独立性・中立性は現時点でも制度上担保されている。</p> <p>4 現在、審判官7人中4名は公取委の外部出身の法曹資格者であり、その4名中2名は現職の裁判官からの出向者である。また、合議体3名中少なくとも1名は法曹資格者になるような運用を行っている。</p> <p>5 当委員会としては、以上のとおり、現在の審判手続の実態は、中立性・公正性の点で問題ないと考えているが、なお審判に対する信頼性・透明性を一層高めるため、①審判官の合議体には、法曹資格者を含むものとする、②審判官作成の審決案と実質的に異なる審決を行うときには、その理由を審決において記載する旨を明確にする、③被審人と利害関係を有する者などを当該事件の審判官指定から除外する旨を明確にすること等につき、公正取引委員会規則の改正等、所要の措置を講じることとしている。</p>